

府子本第1004号
令和4年11月29日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和4年11月29日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p>		(略)		利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p>		(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業 (1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和5年3月末までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額) 500円</p> <p>※ 令和4年4月1日から令和5年3月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助</p>		
		<p>2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円</p> <p>※ 令和4年4月1日から令和5年3月末までの間、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p>		
		<p>3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分) (略)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業 (1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額) 500円</p> <p>※ 令和4年4月1日から11月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助</p>		
		<p>2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円</p> <p>※ 令和4年4月1日から11月末までの間、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p>		
		<p>3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分) (略)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和3年度補正予算分) (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和3年度補正予算分) (略)		

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1

(略)

別表1

(略)

改正後	現行
<p data-bbox="100 204 1115 295">別表2 1. 利用者支援事業 ～ 4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="465 304 763 472" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div> <p data-bbox="100 831 1115 866">別表1</p> <div data-bbox="465 935 763 1102" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 204 2134 295">別表2 1. 利用者支援事業 ～ 4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1469 309 1767 477" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div> <p data-bbox="1115 831 2134 866">別表1</p> <div data-bbox="1469 935 1767 1102" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

改正後

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 5. 放課後児童健全育成事業(10)放課後児童支援員キャリアアップ
処遇改善事業

(略)

現行

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 5. 放課後児童健全育成事業(10)放課後児童支援員キャリアアップ
処遇改善事業

(略)

別添2

Ⅲ その他

(1) 支給対象者支給員数(支給対象者数)

	施設数		支障の単位数	
	申請施設数	管内の施設数	申請支障の単位数	管内の支障の単位数
公立介護	0	か所	0	か所
公立児童			0	0
公立児童			0	0
私立児童			0	0
合計	0	0	0	0

(記入上の注意) 1. 空欄、0の場合は、子ども、子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支障の単位数(4月1日時点)を記入すること。

市町村名

現行

事業所名(ラフ名)	設置主体	常勤職員		専任又は非常勤職員		事業所月数	児童福祉施設等 施設改善補助対象事業 実施の有無	対象児童の 追加支援	出張補助 額(円)
		人数	人	人数	人				
1			人		人			円	円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

(記入上の注意)

- ①欄にて支障の単位ごとに作成することとし、一つのラフに複数の支障の単位がある場合は「00977A」「00977B」等と区分して記入すること。
- ②欄には、常勤職員以外の常勤職員の数(改善対象者を記入すること)、非常勤職員数(令和4年10月1日時点)を記入すること。
- ③欄には、児童福祉施設等施設改善補助対象施設(令和4年10月1日時点)を記入すること。
- ④欄には、児童福祉施設等施設改善補助対象施設において児童福祉施設改善補助対象施設(令和4年10月1日時点)を記入し、交付を受けている場合は「O」を記入すること。
- ⑤欄には、児童福祉施設等施設改善補助対象施設において児童福祉施設改善補助対象施設(令和4年10月1日時点)を記入し、交付を受けている場合は「O」を記入すること。

別添2

Ⅲ その他

(1) 支給対象者支給員数(支給対象者数)

	施設数		支障の単位数	
	申請施設数	管内の施設数	申請支障の単位数	管内の支障の単位数
公立児童	0	か所	0	か所
公立児童			0	0
公立児童			0	0
私立児童			0	0
合計	0	0	0	0

(記入上の注意) 1. 空欄、0の場合は、子ども、子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支障の単位数(4月1日時点)を記入すること。

市町村名

改正後

事業所名(ラフ名)	設置主体	常勤職員		専任又は非常勤職員		事業所月数	児童福祉施設等 施設改善補助対象事業 実施の有無	対象児童の 追加支援	出張補助 額(円)
		人数	人	人数	人				
1			人		人	ヶ月		円	円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

- ①欄にて支障の単位ごとに作成することとし、一つのラフに複数の支障の単位がある場合は「00977A」「00977B」等と区分して記入すること。
- ②欄には、常勤職員以外の常勤職員の数(改善対象者を記入すること)、非常勤職員数(令和4年10月1日時点)を記入すること。
- ③欄には、児童福祉施設等施設改善補助対象施設(令和4年10月1日時点)を記入すること。
- ④欄には、児童福祉施設等施設改善補助対象施設において児童福祉施設改善補助対象施設(令和4年10月1日時点)を記入し、交付を受けている場合は「O」を記入すること。
- ⑤欄には、児童福祉施設等施設改善補助対象施設において児童福祉施設改善補助対象施設(令和4年10月1日時点)を記入し、交付を受けている場合は「O」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 359">別表2 6. 子育て短期支援事業～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="456 427 752 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="539 475 669 544">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 359">別表2 6. 子育て短期支援事業～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1473 427 1769 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1556 475 1686 544">(略)</p></div>